

【設備日常運転業務】

○常駐技術員 1 人配置

1 業務時間

8 : 15 ~ 17 : 15 (休憩 12 : 00 ~ 13 : 00)

2 業務実施日

休日を除く平日

※休日とは、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第 29 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日  
をいう。

3 運転管理業務

(1) 空気調和設備の運転・管理及び巡視点検

- (ア) 運転開始前の機器及び装置の各部に支障のないことを確認する。
- (イ) 機器及び装置の運転、消耗品の補充・交換及びフィルター清掃を行う。
- (ウ) 機器及び装置の運転状況の確認・計測及び記録を行う。
- (エ) 運転終了後は、機器及び装置の点検を行い必要な処置をする。
- (オ) 空調管理業務を行う。
  - A 室内環境（湿度、温度、気流、粉塵等）の状態を分析し、必要な処置をする。
  - B 機械装置類の適正な制御を行い、効率を高く維持する。
  - C 熱源機器及び空調ポンプの適正制御を行う。
  - D 機器及び装置の運転時間の管理を行う。
- (カ) 中央監視制御装置の作動状況を常に注意し、異常があった場合は必要な処置をする。

(2) 衛生設備の運転・管理及び巡視点検

- (ア) 運転開始前の機器及び装置の各部に支障のないことを確認する。
- (イ) 機器及び装置の運転及び消耗品の補充・交換を行う。
- (ウ) 機器及び装置の運転状況を確認・計測及び記録を行う。
- (エ) 運転終了後は、機器及び装置の点検を行い必要な処置をする。
- (オ) 衛生機器のつまり、漏水及び取付状態の点検。

(3) 電気設備の運転・管理及び巡視点検

- (ア) 運転開始前の機器及び装置の各部に支障のないことを確認する。
- (イ) 機器及び装置の運転状況を確認・計測及び記録を行う。

(4) 防災設備の管理及び巡視点検

- (ア) 防災設備の監視を行い、防災に関して万全を期す。
- (イ) 防災設備の非常作動時は、消防計画に基づき直轄自衛消防隊員として行動する。
- (ウ) 防災設備の誤作動時は、速やかに設備機器の復旧に努める。
- (エ) 非常時を想定した、防災訓練の実施にあたり助言等を行う。

(5) その他設備の運転・管理及び巡視点検

- (ア) 運転開始前の機器及び装置の各部に支障のないことを確認する。

(イ) 機器及び装置の運転状況を確認・計測及び記録を行う。

#### 4 技術員等

##### (1) 派遣技術員

ア 受注者は、派遣技術員（以下「技術員」という。）の名簿を発注者に提出し、その承認をうける。

(2) 技術員名簿には、次の事項を記載したものを提出する。

氏名、生年月日、住所、有する資格（電気工事士及び危険物取扱者（乙種））

※必要資格を証する書面（写し）を添付すること。

#### 5 計画書等

次のとおり計画書等を作成し、承認を受け実施する。また、業務の確実な実施を期するため、日常点検チェックリスト（巡回、月間及び年間）を作成する。

- ・管理計画表（契約後速やかに）
- ・安全計画書（契約後速やかに）
- ・運転管理日誌（作業実施後）
- ・点検報告書（作業実施後）

#### 6 巡 視

快適な環境を維持するため、少なくとも1日に1回以上巡回し、異常を発見した場合は、速やかに報告し、必要な措置をとる。

#### 7 記 録

技術員は、次の記録等を作成する。

- ・設備台帳
- ・作業記録（測定記録、点検記録）
- ・法令上必要な記録
- ・行政上必要な記録
- ・その他に必要な記録

#### 8 報 告

技術員は、次の場合、担当職員に対して報告・通知又は連絡を行う。

- (1) 発注者から指示された業務が終了したとき。ただし定期的に所定の報告を行っているものについては、この限りではない。
- (2) 技術員に事故があったとき。
- (3) 仕様書に規定された業務の実施が著しく困難となる事象が発生したとき。
- (4) 機器及び装置に異常が生じたとき又はそのおそれがあるとき。
- (5) 運転保安管理上危険な状況が生じたとき又はそのおそれがあるとき。
- (6) 法令の制定及び改廃に伴って関連設備に必要な措置、届出業務等の必要が生じたとき。
- (7) 地震、その他の災害等に対してとった緊急対策、経過状況及び特別点検結果。
- (8) その他必要事項。

#### 9 緊急対応

オンコールによる24時間対応業務。